

# 1 施政方針



# 平成 29 年度 施 政 方 針

七ヶ浜町長 寺 澤 薫

東日本大震災から間もなく 6 年が過ぎようとしております。

本町においては、高台住宅団地や災害公営住宅の整備が完了し、応急仮設住宅も 3 月末に閉所いたしますが、新たな場所での生活をスタートされ、これからの暮らしに不安を抱かれている町民の皆様を思うと、一日も早く、安心して暮らすことができるよう、安全なまちづくりに向け、取り組まなければならないと決意を新たにします。

さて、我が国は、少子高齢化の進行により、世界に例がないほど、急速な人口減少社会に突入しています。政府は、平成 28 年 6 月 2 日に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の新・三本の矢を放ち、国民一人ひとりがそれぞれの人生を豊かにし大切にできるよう「一億総活躍社会」を目指し、少子高齢化による経済規模の縮小や生活水準の低下など、我が国が抱える政策課題に対し、真正面から立ち向かおうとしています。

一方、地方においては、地方創生の推進により、地域によって育まれた伝統・文化、人と人とのつながり、日本人の心の豊かさといった財産など、それぞれの地域が持つ資源や特性を活かしながら、未来に向けたまちづくりを進めようとしています。

また、平成 28 年 3 月 11 日には、平成 28 年度から 32 年度までの「復興・創生期間における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定し、日本全体の活力を上げるべく、全国各地で地方創生の取り組みが進められているところであります。

この方針では、東日本大震災からの復興なくして日本の再生はないと断言し、復興のステージが進むことにより生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、10 年間の復興期間の「総仕上げ」に向けて、

被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような「新しい東北」の姿を創造することを目指しています。

その取り組みとして、まず初めに、被災者支援として健康・生活支援を掲げています。被災者の心身の健康の維持やコミュニティの形成、見守りや生きがいづくり、住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備などの「心の復興」への支援。次に、「住まいとまちの復興」として、次なる災害に備えた住まいの再建や復興まちづくり、被災地の発展基盤となるインフラの復興を着実に進めること。さらに、コミュニティの形成や産業・生業の再生などを通じて、新たなまちでの暮らしの再開や地域の再生を図るとしています。

本町におきましても、これらの動きを注視しつつ、安全で安心して暮らすことができるよう、震災の復興と新たなまちづくりに向けて、迅速果敢に取り組んでまいります。

平成 27 年 11 月に策定した「七ヶ浜町長期総合計画 後期基本計画 (2016 - 2020)」において、将来人口の確保を目標にまちづくりを進めている中、転出が転入を上回る人口の社会減の傾向が続いておりましたが、平成 27 年度以降に改善の兆しが見受けられます。依然として、死亡が出生を上回る人口の自然減は続いており、特に、合計特殊出生率は、県平均と比べ下回っている状態ですが、今後も、町内定住化につながる、魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

具体的には、6 つの政策軸を重点施策として掲げ、魅力あるまちの実現に向けた取り組みを推進します。

1 つ目は、「震災復興」であります。

被災市街地復興土地区画整理事業による 4 地区の現地再建型住宅の復興や都市公園などの整備に加え、雇用機会の確保やにぎわいの創出につながる移転元地を活用した整備につきまして、復興交付金を最大限に利用しながら効果的な事業展開を進めてまいります。

また、昨年プレオープンしました菖蒲田海水浴場の海開きにつきまして、平成 29 年 7 月 15 日から 8 月 20 日の 37 日間、本格オープンします。来場者の受け入れ体制を確保しつつ、快適な海水浴場の実現により、「うみ」とのふれあいを通じた、本町の魅力発信に取り組んでまいります。

2 つ目は、「人材育成」です。

本町は、歴代の町長が、教育、スポーツ、国際交流など様々な分野において、人材育成に力を入れてまいりました。特に、次代を担う子どもたちは、我が町の未来を拓く希望であり、その子どもたちの身に財産をつけさせたいと考えています。

「世界に通用するグローバルな人材の育成」に向け、平成 28 年 12 月 21 日に本町の三つの小学校が文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、平成 29 年度から本格実施に踏み切ります。

英語指導助手を増員し、幼少期から中学校まで、英語を通したコミュニケーション能力の向上に力を入れてまいります。

3 つ目は、「福祉の充実」です。

平成 29 年度より、子ども医療費助成制度の対象年齢が義務教育修了までであったものを、満 18 歳になる日以降の最初の 3 月 31 日までに拡大し、子育て世帯の経済的な負担軽減により、安心して子育てができる環境の整備に取り組んでまいります。

また、震災などの影響による生活不活発状態を解消するため、自宅に閉じこもりがちな高齢者の軽運動の実践や、アクアリーナをはじめとする町内の健康推進施設などの利用促進、食生活の改善などにより、健康長寿につながる取り組みを進めてまいります。

4 つ目は、「地域力の構築」です。

住宅の再建が進んでいるものの、高台住宅団地や災害公営住宅への入居など震災前のコミュニティの形態が大きく変化し、ひととひとをつなぐ、コミュニティが大きく変わりました。

「心の復興」の一つとして、これからは顔の見えるまちづくりを進め、自分たちの住む地域をよりよくするための協力体制である地域力を高めるよう、地域内連携や地域間連携を推進します。

5つ目は、「交通対策」です。

平成28年11月に、町民バス「ぐるりんこ」の運行内容の見直しを行い、多賀城便及び休日便の大幅な増便、運行時間の拡大、フリーパス方式による定期券発行などに取り組んでまいりました。平成29年度におきましては、運行内容見直し後の利用状況などを分析し、町内利用の促進や最寄りの駅への迅速なアクセスなど、将来的な公共交通のあり方を議論しながら、「町民の足」となりうる、公共交通ネットワークの形成に取り組んでまいります。

また、現在継続している「交通死亡事故ゼロのまち」の更なる継続に向け、通学路の安全確保や交通マナーの改善、交通安全パトロールをはじめとした関係機関との連携事業を推進し、県内はもとより、全国レベルにおいても「最も安全で安心なまち」の実現を目指してまいります。

6つ目は、「地場産業への新たな挑戦」です。

平成29年度に「ブランド七ヶ浜認定制度」を創設し、地場産品の高付加価値化に取り組めます。この制度を活用して販売・流通の拡大を図り、雇用機会の確保や地域のにぎわいを創出するほか、新たな商品開発の可能性など、中長期的な観点から検証、検討し、推進してまいります。

また、長期総合計画 後期基本計画[2016 - 2020]の基本目標に基づき、平成29年度の主な施策について申し上げます。

#### 基本目標1 自然と調和したまちづくり

- (1) 松くい虫被害状況の把握、被害木の伐倒処理、防除薬剤の散布及び樹幹注入を行います。

(2) 町内の花壇に、花と緑のまちづくり推進団体や地区住民の協力により花の苗を植栽します。

(3) 都市公園(津波防災緑地)の整備を行います。

#### 基本目標 2 地域資源をいかした活気あふれるまちづくり

(1) 平成 29 年より、菖蒲田海水浴場を本格オープンします。

(2) 地域ブランドになりうる、新たな商品開発に向けた調査研究を行います。

(3) ブランド七ヶ浜認定制度を創設し、地場製品の販売・流通の拡大を図ります。

#### 基本目標 3 地球にやさしいまちづくり

(1) 新たに、七ヶ浜ごみ分別辞典を作成し、全戸配布します。

(2) しちがはまクリーンサポートプログラムによる、海浜などの環境美化活動を行います。

(3) 家庭における省エネルギー活動の普及・啓発、街路灯の LED 化、住宅用太陽光発電システムの補助金を交付します。

#### 基本目標 4 健やかに暮らせるまちづくり

(1) 子ども医療費の一部について、対象年齢を満 18 歳になる日以降の最初の 3 月 31 日までに拡大し、助成します。

(2) 平成 29 年度全国高等学校総合体育大会サッカー競技を、本町で開催します。

(3) 仮設住宅の解消に伴う野外活動センターの改修を行います。

#### 基本目標 5 活力のあるひとを育むまちづくり

(1) 三つの小学校を会場とした、小学校と地区民合同の大運動会を行います。

(2) 英語指導助手である ALT により、英語コミュニケーションの授業における指導補助など、小中学校の英語コミュニケーション力の育成につながるプログラムを行います。

(3) グローバル人材育成プログラムとして、異文化体験とコミュニケーションをテーマとしたイングリッシュキャンプなどを行います。

#### 基本目標 6 ひととまちが協働し共に築くまちづくり

- (1) 防災減災や世代間交流などの複合拠点施設として、東宮浜地区交流センターの設置を行います。
- (2) 町内地域間連携により、本町の魅力発見や地域力の構築につながる心の復興事業を行います。
- (3) 災害公営住宅の入居管理、施設管理、空き住戸を活用した一般公営住宅としての利用を行います。

#### 基本目標 7 安全で快適な生活を営むことのできるまちづくり

- (1) 津波避難誘導標識等のサイン設置を行います。
- (2) 児童・生徒が通行する通学路の安全を確保するため、関係機関による通学路交通安全合同点検を行います。
- (3) 町民の足として、多賀城東部線と七ヶ浜町民バスぐるりんこを運行します。

#### 基本目標 8 住民と行政との信頼関係が構築されたまちづくり

- (1) 被災者支援及び住宅復興に関する相談窓口を開設します。
- (2) 町ウェブサイトにより、スマートフォンやパソコンなどのインターネット端末の画面表示に最適化された、迅速かつ分かりやすい情報発信を行います。
- (3) 主要な公共施設に、観光・防災情報を入手するための WiFi ステーションを設置します。

#### 基本目標 9 長期的なビジョンに立ったまちづくり

- (1) まちづくりの課題を共有するため、地区との意見交換を行います。
- (2) ふるさと納税制度の返礼品を拡充し、寄附者の利便性向上や地場製品の PR を行います。
- (3) 長期総合計画で掲げた目標の達成度について、客観的な指標により分析を行い、定期的に施策や事務事業の検証を行います。

## 一般会計

一般会計予算案について説明いたします。

平成 29 年度の一般会計の予算規模は 9,455,000 千円で、前年度と比較すると 688,000 千円の減（対前年度比 6.8%減）となります。当初予算総額は、町政施行以来最大の規模となった平成 26 年度当初予算 21,650,000 千円の約 4 割となり、減額の多くは震災関連事業費によるものです。

約 32 億円の復興関連事業費を差し引いた通常の予算規模は約 63 億円で、東日本大震災発生前の平成 22 年度当初予算 5,245,000 千円と比較すると約 11 億円の増となりますが、主に野外活動センター改修工事等による普通建設費及び災害公営住宅維持管理基金積立による積立金の増のほか、各種福祉政策に基づく扶助費などの増によるものです。

歳入については、主要な自主財源である町税が 2,055,788 千円で、対前年度比 3.1%増となります。要因としては、個人住民税が雑損控除の繰越適用分の減少などによる増が見込まれるほか、固定資産税が宅地の負担調整措置や小規模な宅地造成及びこれに伴う家屋の新築などによる増が見込まれるためです。

財産収入は、高台住宅団地の町有地売払収入が増となったことにより、対前年度比 363.4%増の 40,993 千円となります。

繰入金は、東日本大震災復興基金繰入金 130,246 千円（対前年度比 70.7%減）、東日本大震災復興交付金基金繰入金 2,145,440 千円（対前年度比 6.2%減）、さらに歳入不足を補うため財政調整基金からの繰入れを 600,000 千円（対前年度比 9.1%増）計上しております。

寄附金は、一般寄附金（復興支援）及びふるさと納税寄附金として 2,010 千円を計上しております。このうちふるさと納税寄附金については、ウェブサイトから手続きができるポータルサイトの開設により増が見込まれることから、対前年度比 400.0%増の 2,000 千円を計上しております。

地方交付税は、国の地方財政対策において地方交付税の減が示されているところですが、前年度の決算見込額を基に算出した結果、普通交付税は対前年度比 9.1%増の 1,200,000 千円、特別交付税が対前年度比 16.7%減の 100,000 千円を計上しております。また、東日本大震災復興交付金

事業費などの町負担分を補う震災復興特別交付税は、対前年度比 1.0%減の 920,542 千円となります。

国庫支出金は、漁港災害復旧費負担金の減（対前年度比 64.7%減）などにより、対前年度比 19.9%減の 617,460 千円となります。

県支出金は、緊急雇用創出事業補助金の減（皆減）などにより、対前年度比 1.1%減の 470,122 千円となります。

町債は、地方交付税の財源不足振替相当分としての臨時財政対策債 300,000 千円（対前年度比 5.4%減）、災害援護資金貸付の財源として災害援護資金貸付事業債 12,000 千円（対前年度比 60.0%減）、さらに応急仮設住宅の撤去に伴う野外活動センター改修事業の財源として野外活動センター改修事業債 44,000 千円（皆増）の借入れを予定しております。

歳出については、人件費が職員数の減などにより、対前年度比 0.4%減の 1,361,743 千円となります。

公債費は、東日本大震災後に借り入れた学校給食センター改築事業債や災害公営住宅整備事業債の元金償還が始まることから、対前年度比 15.7%増の 405,572 千円となるほか、扶助費が対前年度比 7.3%増の 790,759 千円となります。

人件費、公債費及び扶助費による義務的経費は 2,558,074 千円となり、予算全体の 27.1%（前年度 24.2%）を占めています。

投資的経費は、被災市街地復興土地区画整理事業、都市公園等整備事業といった復興事業のほか津波避難誘導標識設置工事、小学校施設改修工事、野外活動センター改修工事など 2,883,164 千円となり、予算全体の 30.5%（前年度 36.7%）で、前年度より 841,072 千円の減となります。

物件費は、観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業、グローバル人材育成プログラムによる英語指導助手の派遣事業などの新規事業があるものの、全体としては復興事業の減により前年度比 1.7%減の 1,270,338 千円で、予算全体の 13.4%（前年度 12.7%）となります。

補助費等は、町内バス路線確保対策負担金（ぐるりんこ）の増などにより前年度比 17.3%増の 1,450,003 千円で、予算全体の 15.3%（前年度 12.2%）となります。

災害復旧費は、漁港災害復旧費が 156,600 千円の減となったことにより、前年度比 61.6%減の 97,600 千円で、予算全体の 1.0%（前年度 2.5%）となります。

積立金は、東日本大震災復興交付金基金繰入金などを財源とする災害公営住宅維持管理基金への積立が 114,491 千円増の 279,229 千円となったことなどにより、前年度比 46.6%増の 355,973 千円で、予算全体の 3.8%（前年度 2.4%）となります。

### **下水道事業特別会計**

下水道事業特別会計予算案について説明いたします。

平成 29 年度の下水道事業特別会計歳入歳出予算額は 759,000 千円で、前年度と比較すると 13,000 千円の減（対前年度比 1.7%減）となります。

歳入については、分担金及び負担金が、下水道事業受益者負担金の減により、対前年度比 58.6%減の 293 千円となります。

下水道使用料及び手数料（合併浄化槽使用料を含む。）は、現年度分下水道使用料の減などにより、対前年度比 0.5%減の 214,180 千円となります。

国庫支出金は、歳出の社会資本整備総合交付金事業の増により、対前年度比 122.8%増の 55,700 千円となります。

繰入金は、公債費などの減により、対前年度比 16.3%減の 253,126 千円となります。

町債は、社会資本整備総合交付金事業の増による公共下水道事業債の増により、対前年度比 3.1%増の 229,700 千円となります。

歳出については、総務費が対前年度比 0.7%減の 145,898 千円となります。要因としては、一般管理費における施設管理委託料などが増となる一方、応急仮設住宅に係る経費が減になったことによるものです。

事業費は、社会資本整備総合交付金事業などの増により、対前年度比 89.9%増の 134,132 千円となります。

公債費は、元金と利子の減により、対前年度比 13.7%減の 476,081 千円となります。

主な社会資本整備総合交付金事業としましては、亦楽地区他人孔内面更生工事や北遠山污水ポンプ場污水ポンプ改築工事などを予定しております。

今後は、社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう、既存施設の計画的な維持管理に努め、より一層効率的な下水道事業の運営に取り組んでまいります。

### **国民健康保険事業特別会計**

国民健康保険事業特別会計予算案について説明いたします。

平成 29 年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算額は 2,396,000 千円で、前年度と比較すると 11,000 千円の減（対前年度比 0.5%減）となります。

歳入については、国民健康保険税が、対前年度比 4.5%減の 420,631 千円となります。主な要因としては、被保険者数の減により所得割、均等割が減となっていることによるものです。

国庫支出金は、前期高齢者交付金の増に伴い療養給付費負担金の減額が見込まれることなどにより、対前年度比 8.9%減の 437,911 千円となります。

療養給付費交付金は、退職被保険者数の減に伴う医療費の減により、対前年度比 9.1%減の 41,510 千円となります。

前期高齢者交付金は、前期高齢者給付費の伸びに伴い、対前年度比 27.9%増の 606,750 千円となります。

歳入の共同事業交付金及び歳出の共同事業拠出金は、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、県単位で財政リスクを分散する事業に係るものです。共同事業交付金は対前年度比 12.3%減の 452,400 千円、共同事業拠出金は対前年度比 1.6%減の 516,439 千円となります。

歳出については、保険給付費が対前年度比 0.2%増の 1,426,668 千円となります。被保険者数では減が見込まれるものの、前期高齢者数の割合

が増加し保険給付費が伸びているため、今年度も医療費の増が見込まれることによるものです。

後期高齢者支援金等は、被保険者数の減に伴い、前年度比 3.3%減の 242,421 千円となります。

介護納付金は、第 2 号被保険者数被保険者数の減が見込まれることに伴い、前年度比 2.2%減の 97,540 千円となります。

保健事業費は、対前年度比 4.0%増の 24,833 千円となります。生活習慣病予防関連事業の強化が急務となっている中、保健事業は平成 27 年度に策定した七ヶ浜町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき実施するものです。生活習慣病のうち最も多い割合を占め、かつ、基礎疾患として他の生活習慣病とも深く関連している高血圧症を健康課題の重点項目の一つと捉え、被保険者の健康の保持増進を図るための事業に取り組んでまいります。

また、平成 29 年度は、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となる医療制度改革の準備の年でもあります。制度改革の動向を注視しながら、国民皆保険の最後の砦となる市町村国保が安定した財政運営ができるよう取り組んでまいります。

### **公園墓地事業特別会計**

公園墓地事業特別会計予算案について説明いたします。

平成 29 年度の公園墓地事業特別会計歳入歳出予算額は 16,384 千円で、前年度と比較すると 3,859 千円の減（対前年度比 19.1%減）となります。

歳入については、使用料及び手数料が前年度同額の 12,900 千円となります。公園墓地使用料に係る墓地の区画数は、前年度と同数の 22 区画分を計上しております。

財産収入については、対前年度比 57.9%減の 8 千円となります。

繰入金については、対前年度比 56.2%減の 3,006 千円となります。要因としては、一般管理費の減により公園墓地管理基金繰入金が減となることによるものです。

繰越金については、前年度同額の 470 千円となります。

歳出については、総務費が施設管理委託料の減により対前年度比 24.7% 減の 5,073 千円となります。このうち公園墓地管理基金への積立は、前年度同額の 2,200 千円となります。

諸支出金については、一般会計繰出金の減により前年度比 1,470 千円 減の 8,640 千円となります。

今年度も町民及び町出身者に対し事業の周知を図るとともに、公園墓地管理につきまして万全を期してまいります。

### **介護保険特別会計**

介護保険特別会計予算案について説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算額は 1,534,300 千円で、前年度と比較すると 31,800 千円の増（対前年度比 2.1%増）となります。

歳入については、基本的に給付費の 22%を 65 歳以上の第 1 号被保険者で負担し、28%を 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者が負担し、残りの 50%を国、県、町が負担する仕組みになっております。公費負担分のうち居宅給付費については、原則として国が 25%、県が 12.5%、残りの 12.5%を町が負担し、また施設等給付費については、原則として国が 20%、県が 17.5%、残りの 12.5%を町が負担することになっており、それぞれ予算計上しております。

歳出については、保険給付費が 1,433,449 千円（対前年度比 0.4%増）、地域支援事業費が 51,644 千円（対前年度比 66.7%増）となります。前年度と比較しますと、地域支援事業費が 20,660 千円の増となりますが、要因としては、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始することに伴い、要支援 1・2 の方が利用していた予防給付のうち、通所介護と訪問介護が地域支援事業費へ移行されることによるものです。

次に、サービス事業勘定の歳入歳出予算額は 4,864 千円で、前年度と比較すると 262 千円の増（対前年度比 5.7%増）となります。

歳入については、介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成収入で、歳出においても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成委託料が主な内容となっております。

平成 29 年度は、第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年度から 32 年度まで）の策定年度になります。介護保険事業の健全な財政運営を図るとともに、地域包括ケアシステムの体制構築に向けて次期計画を策定してまいります。

今後、地域包括支援センターが中心となり、生活支援コーディネーター並びに協議体委員、地域や関係機関と協働した介護予防・日常生活支援総合事業等の充実を図り、介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある暮らしを実現できるよう努めてまいります。

### **後期高齢者医療特別会計**

後期高齢者医療特別会計予算案について説明いたします。

後期高齢者医療制度は、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となるもので、加入している全ての市町村において、保険料の徴収及び被保険者の便益に寄与するものとして窓口事務を行うものです。特別会計では、当該町の事務に関する所要の予算を措置するものです。

平成 29 年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算は、192,746 千円で、前年度と比較すると 10,786 千円の増（対前年度比 5.9%増）となります。

歳入予算については、後期高齢者医療保険料が、被保険者数の増が見込まれることなどにより、対前年度比 8.1%増の 148,103 千円となります。

繰入金は、対前年度比 1.6%減の 44,524 千円となります。このうち、低所得者等の保険料軽減分として国・県・市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金は 41,378 千円計上しております。

歳出予算については、宮城県後期高齢者医療広域連合納付金のほかは主に事務費となっております。なお、医療給付費については宮城県後期高齢者医療広域連合の予算となりますが、財源として 5 割を国・県・市町村が負担、4 割を 74 歳までの医療保険加入者が保険料で支援、残りの 1 割を後期高齢者の被保険者本人が保険料として納める制度になっております。

被保険者数の増加及び高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ、公平に負担し合うことが重要となっております。国民皆保険制度を安定的に持続するため、保険料を徴収する町としては、今後も制度全体に対してご理解をいただけるよう努めてまいります。

## 水道事業会計

水道事業会計予算案について説明いたします。

本町の水需要は、人口減少や節水型社会への移行、更に新たな需要が見込めないことから、震災以前までの回復は厳しいものの、住宅の復興や民間事業者による宅地開発により若干の回復傾向にあります。平成 29 年度予算案におきましても、平成 28 年度の実績等を踏まえ、給水戸数、年間総配水量、及び一日平均配水量を増と定めようとするものです。

施設面では、土地区画整理事業に伴う災害復旧工事や町内配水管のループ化工事などを予定しております。

さらに、平成 28 年度に行いました被災区域外の老朽管調査結果に基づく老朽管更新工事实施設業務を委託するなど、老朽管対策事業を進めてまいります。

平成 29 年度水道事業会計の収益的収入につきましては、水道料金、加入金及び他会計負担金などで 518,944 千円。収益的支出では、受水費、減価償却費、人件費及び企業債利息などで 513,055 千円となります。

資本的収入につきましては、開発負担金、国庫補助金で 113,124 千円。資本的支出では、建設改良費として工事請負費や企業債償還金などで 244,751 千円となります。

前年度と比較いたしますと、収益的収入は、5,956 千円の減となります。要因は、住宅着工件数が落ち着いたことによる加入金等の減収や長期前受金戻入益の減収などによるものです。

収益的支出では、1,970 千円の減となります。これは建設改良工事による配水管入替えなど償却資産の除去により発生する資産減耗費が減額となったことが主な要因となります。

資本的収入の 73,300 千円の減と、支出の 81,325 千円の減につきましては、東日本大震災に係る上水道災害復旧工事費などの減に伴うものがあります。

資本的収支における不足額の 131,627 千円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をもって補てんいたします。

今後も、水道事業の効率的な維持管理と安定した経営の合理化・効率化を進め、安全で安心な水の安定供給をさらに努めてまいります。

以上、平成 29 年度の施政方針を述べましたが、平成 29 年度は、東日本大震災から 6 年になり、復興のステージが次の段階を迎える年であります。これまで本町の復旧・復興に取り組んでくることができましたのも、全国、世界中の皆様、愛知県の各自治体や山形県朝日町などからの派遣職員の皆様、そして、議員各位をはじめ、町民の皆様の深いご理解とご協力を賜り、今があることを忘れることなく、今後とも魅力あるまちの実現に向け、心血を注ぐ覚悟でございます。

新年度におきましても、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

